

## 盛岡市通所型短期集中予防サービス実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日市長決裁

一部改正令和 5 年 8 月 16 日

一部改正令和 6 年 2 月 29 日

### (趣旨)

第 1 この要綱は、盛岡市通所型短期集中予防サービス（以下「サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）及び盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

### (サービスの内容)

第 3 この要綱により実施するサービスは、次のとおりとし、利用者の心身の状況や個人因子及び環境因子に応じて選択して実施する。

なお、複数のサービスを組み合わせて実施することも可能とする。

- (1) 社会参加に関すること。
- (2) 手段的日常生活動作（IADL）の向上に関すること。
- (3) 介護予防教育に関すること。
- (4) 運動器の機能向上に関すること。
- (5) 栄養改善に関すること。
- (6) 口腔機能の向上に関すること。
- (7) 生活行為指導、生活環境や道具の工夫に係る助言に関すること。
- (8) その他要支援又は要介護状態となることを防止するために十分な効果があると市長が認めるもの。

### (サービスの対象者)

第 4 サービスの対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者（法第 115 条の 45 第 1 項に規定する者をいう。）のうち、本人の意欲があり、3 箇月の短期間の集中的な支援により改善の見込みがある者とする。

- (1) 基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果が一定の基準に該当する者
- (2) 法第 32 条に規定する要支援認定を受けている者

### (実施主体)

第 5 この事業の実施主体は、盛岡市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認

められる社会福祉法人、医療法人、その他市長が認める法人等に委託することができるものとする。

(実施会場)

第6 第5ただし書の規定に基づき事業の実施を委託した場合において、事業を実施する会場の確保は、受託した法人等（以下「受注者」という。）が行うものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(人員配置)

第7 第5ただし書の規定に基づき事業の実施を委託した場合において、受注者は、理学療法士又は作業療法士及びその他事業の実施に当たり必要な職員を配置するものとする。

(利用の申請等)

第8 サービスを利用しようとする者は、盛岡市通所型短期集中予防サービス利用申請書に利用者基本情報、アセスメントシート及び介護予防サービス・支援計画表を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、事業の利用の適否を決定し、その結果を盛岡市通所型短期集中予防サービス事業決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

(利用期間と回数)

第9 サービスの利用期間は、3箇月12回を目途に行うものとし、原則1人につき1回の利用とする。ただし、特段の事情により、市が必要と認めた場合はこの限りでない。

(費用負担)

第10 サービスの利用料は、無料とする。ただし、食糧費、教材等の実費は、徴収できるものとする。

(利用の廃止等)

第11 市長は、利用者が次の各号いずれかに該当するときは、当該利用者へのサービスの提供を廃止し、又は停止することができる。

(1) 第4に規定するサービスの対象者の要件に該当しなくなったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、サービスの提供を廃止し、又は停止したときは、盛岡市通所型短期集中予防サービス事業廃止決定通知書により、速やかに利用者に通知するものとする。

(届出)

第12 利用者は、次の各号いずれかに該当するときは、盛岡市通所型短期集中予防サービス利用変更（辞退）届を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) サービスの利用を辞退するとき

(2) 第8第1項の盛岡市通所型短期集中予防サービス利用申請書の記載内容に変更が生じたとき

(安全管理)

第 13 受注者は、事業を安全に実施するため、事故防止に十分注意を払うとともに、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備するものとする。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第 15 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。